

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証の流れについて

1 概要

令和3年10月1日から、利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることができるケアプランの作成に資するために、区分支給限度額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを検証します。

厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）に規定する要件に該当する場合であって、かつ、一宮市から求めがあった場合は、当該ケアプランを市へ届け出る必要があります。

なお、届出を義務付けることにより、サービスの利用制限を行うものではありません。

※厚生労働大臣が定める基準に規定する要件

居宅介護支援事業所単位で、①区分支給限度額の利用割合が7割以上、かつ、②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」である居宅介護支援事業所が対象。

2 検証の流れ

（1）ケアプランの提出依頼《一宮市》

厚生労働大臣が定める基準に該当する居宅介護支援事業所に対し、検証する被保険者のケアプラン等を指定し、提出を依頼します。

※基本的に、介護度別に1件ずつ以上指定します。特定の介護度に該当する利用者がいない場合は、他の介護度で2件以上の提出を依頼することがあります。



（2）ケアプランの提出《居宅介護支援事業所》

一宮市が指定した被保険者のケアプラン等の利用の妥当性を検討し、①居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証に係る届出書【様式1】、②アセスメント表、③当該ケアプランの「第1表」～「第7表」の写し、④訪問介護計画書の写し、を一宮市に提出してください。

※なお、①における訪問介護が必要な理由については、ケアプラン第2表のサービス内容に記載しても差し支えありません。



（3）提出されたケアプランの検証《一宮市》

届出のあったケアプランを、地域ケア会議等で検証を行います。

※居宅介護サービス計画を作成した介護支援専門員に参加していただき、ご説明いただく場合があります。

⇒地域ケア会議等における検証が終了した後、検証結果を居宅介護支援事業所へ通知します。

（必要に応じて、ケアプランの再検討を促進します。）



裏面に続く



(4) 結果通知に基づく再検討 **《居宅介護支援事業所》**

①再検討を行う必要が「**ない**」との通知が一宮市から送付された場合

検証結果通知を受領することでケアプラン検証は終了です。ご協力ありがとうございました。

②再検討を行う必要が「**ある**」との通知が一宮市から送付された場合

検証結果通知を踏まえ検証対象のケアプランについて再検討を行うとともに、居宅介護支援事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討を行い、必要に応じてケアプランの見直しを行ってください。

⇒再検討の結果を、ケアプラン変更の有無にかかわらず、①ケアプランの検証結果に基づく報告書【様式2】、②再検討の内容が確認できる書類を、一宮市へ提出してください。

※なお、検証対象のケアプランについて、再検討の結果、見直しが行われない場合は、そのケアプランは引き続き検証の対象となり得ます。



(5) 再検討後の随時確認 **《一宮市》**

再検討後の進捗状況等について、電話等により確認することがあります。また、必要に応じて変更後のケアプランの提出等により、状況を確認することがありますので、ご協力をお願いします。

3 各種届出様式

介護保険課ウェブサイトよりダウンロード可能です。サイト内検索（ページID検索）のID入力ボックスに「1043193」と入力し、検索してください。